

石垣市議会タブレット端末及びペーパーレス会議システム等導入業務
業者選定に係るプロポーザル実施要領

1 目的

電子データによる議会関連資料等の伝達及びペーパーレス会議の運用に際し、必要となるタブレット型端末及びペーパーレス会議システム等を利用することを目的とする。

なお、本業務の遂行には、事業者によって多様な手法の提案が期待されるとともに、専門的な技術やノウハウが必要となることから、委託業者については、公募型プロポーザル方式に基づき募集及び選定を行うこととする。

2 概要

(1) 業務名称

石垣市議会タブレット端末及びペーパーレス会議システム等導入業務

(2) 業務内容

タブレット型端末及びペーパーレス会議システム等を提供するとともに、安定的に通信サービスの使用が行えるよう補償サービス等の提供

(3) 仕様等

別紙仕様書による

(4) 契約期間

令和8年12月1日から令和12年11月30日までとする。但し、令和8年11月30日まではタブレット機器製品の納入及びキitting作業等の準備期間とする。

なお、諸事情により端末入荷が遅れる場合は、協議のうえ決定する。

(5) 契約期間の見積限度額 15,018,000円（税込み）

（参考：312,875円／月（税込み））

(6) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 参加資格

実施要領の公表時点から契約の締結時点までにおいて、次のいずれにも該当する者

- (1) 沖縄県内に営業拠点（支店や支社、事務所、提携事業者等）を有する等、本市への行き来が容易であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 石垣市建設工事等指名業者選定委員会の運営に関する要綱（平成13年7月5日告示第70号）の規定による指名停止処分期間中でないこと。

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の破産手続開始の申立てが行われている者若しくは決定を受けた者でないこと。
- (5) 通信サービスの提供は、当該移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、移動通信サービスにかかる無線局を自ら開設、運用している事業者であること。（同電気通信事業者の販売代理店であって沖縄県内に事業所を開設している販売代理店を含む）
- (6) 石垣市暴力団排除条例（平成23年12月27日条例第18号）に該当しないこと。
- (7) その他関係法令、規則等に違反していないこと。

4 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでの予定スケジュールは、次のとおりである。ただし、土曜日、日曜日及び休日など、石垣市の休日を定める条例に指定する休日には、受付等を行わない。なお、このスケジュールは、参加者の状況、審査の進捗状況等により若干変更する場合がある。

契約締結までのスケジュール

No.	内容	期日
1	告示	令和8年8月7日（金）
2	質疑の受付	令和8年8月7日（金）から 令和8年8月14日（金）まで
3	質疑に関する回答	令和8年8月17日（月）予定
4	提案書等の提出期限	令和8年8月18日（火）から 令和8年8月24日（月）まで
5	参加資格審査（一次審査）	令和8年8月26日（水）予定
6	提案内容の審査（二次審査）	令和8年8月31日（月）予定
7	事業者の決定通知及び契約の締結	令和8年9月1日（火）予定

5 提案書、見積書等の提出

参加表明する者は、以下に基づく提案書及び見積書を記載し、企画提案書（様式第1号）を提出すること。なお、参加資格確認の基準日は、提案書の提出日とする。企画提案書を提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式第2号）を提出すること。

(1) 提案書記載内容

提案書は、ペーパーレス会議システム仕様書に基づき、以下の内容について項番及び項目通りに記載すること。

1. 業務及びシステムに対する理解度
 - 1.1. 背景と目的及び期待効果に対する理解
 - 1.2. システムに対する理解
2. スケジュール・体制
 - 2.1. スケジュールの各項目の具体性及びリスク含む妥当性
 - 2.2. プロジェクト体制
 - 2.3. 事業者及び従事者の資格や実績
3. システムの要件
 - 3.1. システム構成
※採用するクラウドサービスについて、選定理由、提供する機能、他自治体での導入実績の有無、バージョンアップの考え方を記載すること。また、サービスの利用に当たり、固定のグローバル IP アドレスが必須になる等の制約がある場合は、提案時に制約の内容と対応方法の案を提示すること。
 - 3.2. 機能要件への対応
 - 3.3. 非機能要件への対応
 - 3.4. 導入するシステムの有用性
4. 役務の要件
 - 4.1. プロジェクト管理
 - 4.2. システム構築及びデータ設定
 - 4.3. 試行運用
 - 4.4. 運用マニュアルの作成
 - 4.5. 研修
 - 4.6. 会議運営支援と進捗状況報告
5. その他追加提案
 - 5.1. 仕様書記載要件以外に有用な提案
 - 5.2. その他

(2) 提案書様式

提案書は、A4 判縦・横書き・日本語で記述すること。提案書のページ数は、20 ページ程度までとし、ページ番号を記載すること。

提案書については、正本 1 部、副本を 6 部提出すること。副本については、社名、ロゴマーク、背景色等から提案者の企業名等が特定及び類推できる記載を行わないこと。また製品が類推できる画面を利用しないこと。

提案書の PDF 形式の電子ファイルを記録した電子媒体（CD-R 又は DVD）を 1 部提

出すること。電子媒体及びそのケースにはラベルを貼付すること。電子媒体の作成に当たっては、あらかじめ最新のウイルス定義ファイルにアップデート済みのウイルスチェックソフトによるチェックを行うこと。

ラベルの記載項目の例を「ラベルの記載項目（例）」に示す。

ラベルの記載項目（例）	
件名	石垣市議会タブレット端末及びペーパーレス会議システム導入業務提案書
会社名	〇〇株式会社
ウイルス対策ソフト名	〇〇〇〇
ウイルス定義	令和〇年〇月〇日版
ウイルスチェック実施年月日	令和〇年〇月〇日

（３）見積書

事業費総額を明記した見積書（任意様式、税込み）を１部作成して提案書とともに提出すること。

（４）提案書等の提出

提案書及び見積書の提出は、以下のとおりとする。

ア 提出期限：令和８年８月24日（月）

イ 提出内容：提案書７部(正本１部副本６部) 見積書１部

ウ 提出方法：持参又は郵送及びメールでも提出とすること。

６ 質疑回答

（１）質疑の受付

ア 受付期間：令和８年８月７日（金）～令和８年８月14日（金）

イ 質疑の方法：本業務について質疑のある者は、事務局の電子メールアドレス宛に質問書（様式第３号）を送信すること。原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

（２）質疑に対する回答

ア 回答予定日：令和８年８月17日（月）予定

イ 回答方法：回答予定日に質疑提出者に対して電子メールを送信するとともに、市ホームページにて回答する。なお、本業務に直接関係のある質問のみに回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

７ 提案内容等の審査

（１）選定委員会の設置

提案内容の審査においては、「石垣市議会タブレット端末及びペーパーレス会議システム等導入業務受託候補者プロポーザル選定委員会」を設置し、提案書及びプレゼンテーションの審査を実施する。

（２）審査の実施

選定委員会事務局において、システムの機能要件、非機能要件の記載内容、及び提案者の業務実績、実施体制等を含む提案書の記載内容について、委員会で定められた評価基準（契約締結前非公表）に基づく提案書技術点審査（一次審査）を実施する。

一次審査による技術点の概ね上位3社の提案者については、提案内容を直接確認するため、プレゼンテーションによる二次審査を実施する。

なお、審査の際、提案者名は開示しない。

(3) 審査予定時期

令和8年8月31日（月）予定

(4) 審査方法

二次審査におけるプレゼンテーション評価については、提案書記載内容における以下の要素について重点的に、当市への適合性及び導入効果の有無を確認審査する。

主な確認項目
タブレット端末の機能及び操作性について
ペーパーレス会議システムの画面構成及び操作性について
通信サービスの内容について
補償サービスの内容について
紛失・盗難対策・セキュリティについて
導入後のサポートについて
グループウェア等の機能及び活用について
類似事業の実績と評価について
端末機のオプション機能について
その他導入後の有用性について

なお、プレゼンテーションにおいて選定委員会には提案者名を開示せず実施する。

8 提案事業者の選定等

(1) 提案事業者の選定方法

一次審査段階における当市選定委員会が定める評価基準（契約締結前非公表）に基づく見積書の提示価格（価格点）、提案書記載内容（提案書技術点）に加え、二次審査のプレゼンテーション評価点の合計を総合点とし、最も高い点数の提案者を契約優先候補者として決定する。

なお、本プロポーザル審査においては、総合点における最低基準点を6割とし、提案の審査点数が6割に満たない場合は、審査結果が1位でも採用しない。

なお、同点の場合は、見積価格（価格点）の低い提案を採用する。

(2) 契約優先候補者決定後の手続

審査結果を参加者全員に速やかに通知するとともに、契約優先候補者を市ホームページで公表する。

契約金額及び審査の概要については契約締結後に公表するものとし、提案事業者以外の提案に係る審査結果については、原則非公開とする。

(3) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 実施要領に定められた参加資格等を満たさないとき。
- イ 提出等諸様式について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- ウ プロポーザル手続において、不正行為が行われたことが判明したとき。
- エ 見積限度額の上限を超えているとき。
- オ その他本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

9 その他

- (1) 本プロポーザルに係る経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提案者が提出する提案書は、1者につき1案とする。
- (3) 提案者が提出した提案書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、市がプロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。なお、市に提出した提案書等の返却は行わない。

10 問合せ先及び提出先

部署名：石垣市役所 議会事務局

住 所：〒907-8501 沖縄県石垣市真栄里672番地

電 話：0980-82-4054

FAX：0980-82-1570

メール：gikai@city.ishigaki.okinawa.jp